

S
F
11

職業婦人調査

(看護婦、産婆)

国立公衆衛生院附属図書館



00047176

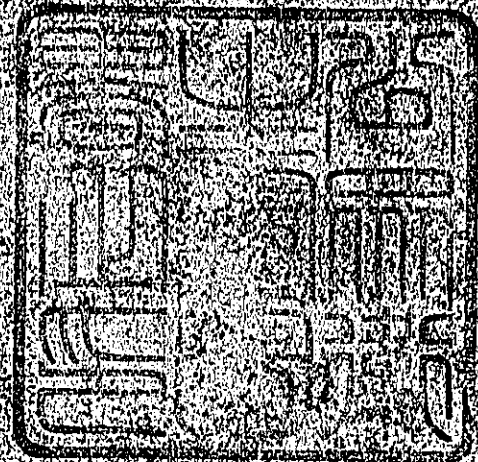
S
F
11

職業婦人調查

(看護婦・產婆)

中央職業介紹事務局

S
F
7/1



は し が き

- 一、本篇は本局囑託杉本文子の調査報告にかゝるもので職業婦人調査の一分冊である。
- 二、職業婦人調査の一分冊であるタイピスト、事務員、交換手、店員、女給等はそれ〴〵調査票を用ひたが之れは調査票を用ひなかつた。
- 三、看護婦産婆は前數種の職業に比して歴史も長く廣く世に知られてゐるものであり、又勤務先等もやゝ一定し更に看護婦規則及産婆規則によつて、それ〴〵統一されてゐるので其の實情につき觀察調査したもので、不備の點がないでもないが後日を期して完成させたいと思つてゐる。

昭和二年三月

中央職業紹介事務局

7969

看護婦の部

昭和11年10月7日

川上理一先生

中 贈

厚生省研究所

目次

一、我邦に於ける看護婦の起源及沿革	一
二、病院及醫院の看護婦	三
三、看護婦會	六
四、其他の看護婦	六
五、看護婦になるまでの道程	九
附 看護婦規則	
東京府看護婦規則施行細則	二四
同 看護婦會取締規則	二六
大阪府看護婦規則施行細則	二四
指定看護婦學校講習所(附表)	

看護婦の部

一、我邦に於ける看護婦の起源及沿革

看護婦は何をなすものであるかといふことは今日は既に周知の事柄であるが之れも今から約五、六十年の昔即ち明治維新に於ける我邦には未だ一人の看護婦も存在しなかつたものである。

抑々看護婦はさうして出来て来たかといふに我邦の西洋醫術が歐洲邊から輸入せられたものであるやうに、現在の看護婦も亦西洋に倣つたものである。昔に於ては病人が出来れば自分の家で家族近親の人達に看病され、重患になれば近親者から更に近隣の人達までが患者の家におしかけて看病する云ふ状態であつたといふ。而も我國ではこんな状態が明治初年或は地方によつては二十年頃までも續いてゐたものである。現在の如き堂々たる病院醫院の建設は至つて最近の事に屬し、明治初年には未だ數箇の病院を見るにすぎなかつた云ふ。更に溯りて歐洲に看護婦の起源を尋ねれば「看護婦の起源の歴史的事實としてはフアビオヤミ云ふ婦人が紀元三百八十年頃ローマに於て一病院を設立しその病院にて病者を看護して生涯を送つた云ふのを其濫觴とする。其の後に於ては看護の事業は主としてローマ教の童貞即ち尼僧に依つて營まれたものである。十三世紀の初頭歐洲に於て癩病の猖獗を極めたるさきその癩病院に働いた看護婦は専ら宗教的に身を献けた女性であつた云。」斯く外國に於ては最初の看護婦といふものは専ら宗教的慈善事業に心得られてゐたもので、大抵は良家の婦人であつて、その精神は病者貧者の僕婢的な

り彼等に奉仕せんとする宗教的信念から湧出する同情熱愛に出でたものであつたのである。千六百三十四年に設立された佛蘭西の聖ヴィンセント、ド・ポール病院には看護婦に對する次の標語があるといふ。『病者の家庭は汝の尼寺なり。』苦惱者の家は汝の隱家なり。『街頭や病院は汝の僧庵なり。』神聖と貞節とは誘惑に打勝つ汝の覆面なり。』等。之等に依つて見るも中古から近世に至るまでの看護婦は主として神の僕として其身を捧げた婦人の宗教的奉仕を考へられてゐたことが窺はれるのである。其後醫術の發達に伴つて看護術の研究の必要が痛感される様になつて現代の如き學術的看護婦養成所が生れ、次第に技術に重きを加へるにつれて精神的修養が顧みられなくなり、遂に職業的看護婦が生れる様になつてしまつたのである。

次に我邦の看護婦の起源に就いて見様にするに殆んど信賴するに足る何らの文獻も存在しないのである。故に只當時を知る人達の話或は其他種々なる斷片的な記録の綜合に依つて推量するより外に仕方がないといふ有様である。『先づ我邦斯業（註看護婦）の濫觴も稱すべきものは明治十八年春米國の宣教師ベレー氏並に故新島襄氏等が京都に於て我國最初の看護婦養成所を開始した。』と書かれた本を見たが、計らずも其當時を知る日本最初の看護婦として當時を知られる人について聞くに、既にそれ以前に於て東京に二ヶ所の看護婦養成所の存在したことがわかつて來た。因つてその聞き及んだことを綴れば大體次のやうである。

明治二年東京に於て後の東京帝國大學醫學部附屬醫院で看護婦を募集したのが我國初めての看護婦募集であつた當時之に應募したところの人達は丸髷や銀杏返しの出戻りか然もなくばあばづれのしたたか者と思はれる様な者ばかりであつた。勿論この看護婦なるものは特別な何らの素養もなく、病院内の掃除から汚物の始末までもさせられ

て宛ら小使の如くに使役されたものである。そこに西洋風の看護婦が用ひられる様になつたのは明治十六年のことであつた。先づ今の女子學院の前身櫻井女學校内に建てられた看護婦養成所の創立が明治十六年。慈惠會の東京病院内に設けられた養成所もやはり當時のことであつて、この二つが共に我國に於ける看護婦養成所の祖をなす見られるものである。序年ら之等の養成所の建つに至るまでのそれら物語があるが、簡単に記せば、先づ前者に於ては當時横濱にゐた米國の宣教師ジョンバラ夫人の話がある。夫人は當時酷い肺炎で或病院に入院されたが其病院には看護婦が一人もゐない。勿論當時の日本いへば漸くに女學校の出來初めた頃でそれすら物めづらしく見られてゐる時であつたが、ジョンバラ夫人は女學校の設立も必要であるが、病人の看護といふ尊い婦人の職業も是非なされなければならないものであるとて、病氣快癒後直ちに米國に歸り、日本の看護婦養成所設立のための基金を集めるために各地を遊説されたさうである。ところが夫人は斯くて各地遊説の途上ヒヤデルヒヤに於て而もその演説壇上で倒れたまゝ、永眠されてしまつたのである。そこで丁度その時歸國中であつた櫻井女學校長ミセス・ツルは之れをきいて馳せつけその集まつた丈けの金子を携へ遺志を繼いで我國に到り之れで以て看護婦養成所を設立せんとして直ちに朝野の名士を招いて賛意を求めたが『女に何が出来るものか』と事もなく一笑に附せられ、そこで仕方なく夫人は自らの櫻井女學校内に小さな看護婦養成所を設け、そこで數人の養成を初めるに至つたもので、之れが櫻井女學校内看護婦養成所の設立された所以である。一方高木男爵等の有志共立東京病院に於ては、當時歐米留學から歸つた新知識の大山公爵夫人が一日その東京病院の參觀に出かけたところ、この病院にも一人の看護婦もゐなかつたので高木博士にその由を詰問されるに『金がない』とのこゝに大山公爵夫人は直ちにそれを引受けた

のが鹿鳴館のバザーとなり壹萬六千圓とか云ふバザーの利益金其他を基にして立派に看護婦養成所の設立はなつたものである。』といふ。

之等は東京に於ける看護婦養成の濫觴をなすものであるが、恐らく之れを以て我邦看護婦養成所の最初のものと云ふことが出来るであらう。次に大阪に於ける其起源を質すにやはり確な文献もなく依るべきものがない。それで當時を知る看護婦會長の一人に聞けば明治二十一年に大阪病院の院長清野氏が岡山から赴任の際岡山赤十字支部養成看護婦十名ばかりをつれて來たことに初まるいふことであるが、大阪病院の創立は明治七、八年のことであり同十四、五年頃には大阪に於て私立病院の簇出を見たといはれてゐるころからすれば果して二十一年頃まで看護婦の養成がなかつたか否かは判然しない。けれども當時大阪に於ける看護婦が如何に未開的な状態に置かれてゐたかを伺ふことによつて之が事實であるかとも思はれるものである。即ちその頃の病院看護婦は毎朝の日課として當時なほ用ひてゐた暗燈の掃除があり其他病院内の掃除の手傳があり、病人の汚物の始末等まで凡て看護婦の仕事であり、全く看護婦とは言ひながら小使同様であつたといふことである。

以上によつて我邦に於ける看護婦の起源を知ることが出来るものであるが、先づ明治二年の看護婦募集に初まり後十數年を経て漸く十五、六年に正規の看護婦養成所が設立さるゝに至り此處に初めて今日の看護婦が生れ出たものであるといふことが出来る。爾來病院醫院の増加と共に看護婦の數も年々増して來たと思はれるものであるが今の確かな數を見ることは出来ない。只内務省の衛生局年報によつて見れば明治四十三年から今日に至るまで年々千人乃至一千人づゝ増加を示して四十二年に於ては一萬一千五百餘人なるに大正十四年には四萬四千百餘人即ち十

五年間に四倍弱の増加である。

一方看護婦に對しての諸法規があるが最初明治三十三、四年頃から各府縣でそれ〴〵規則を設けて各府縣思ひに之れが取締を行つてゐた。が大正四年内務省令にて全國的に統一さるゝに至つたものである。次に我國に於ける看護婦の數を道府縣別に見れば次の如くである。

道府縣別看護婦數(其の一) (衛生局年報ニ依ル) (各年末現在)

道府縣別	年次	明治十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年
北海道	一三	一七					一〇九	五〇七	三三三	六四九	八二二	七五七	八七七	九七五	一〇一〇	一〇二一
東京	二、〇三	二、〇三	二、三三	二、三三	一、四三	二、六八	三、三八	四、一〇	四、一〇	四、九八	五、八七	六、七五	七、六四	八、五三	九、四二	一〇、三一
京都	七六	八七	九〇	九一	一、二七	一、三三	一、四〇	一、四七	一、五四	一、六一	一、六八	一、七五	一、八二	一、八九	一、九六	二、〇三
大阪	六六	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
神奈川	七六	七六	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
兵庫	五三	五三	一、一八	一、二二	一、二六	一、三〇	一、三四	一、三八	一、四二	一、四六	一、五〇	一、五四	一、五八	一、六二	一、六六	一、七〇
長崎	一四	一三														
新潟	四四	五〇	六六	七〇	九四	九七	一、〇〇	一、〇三	一、〇六	一、〇九	一、一二	一、一五	一、一八	一二	一、二五	一、二八
埼玉	六	八	二九	一三	一〇	一三	一六	一九	二二	二五	二八	三一	三四	三七	四〇	四三
群馬	三六	四〇	五七	五九	六八	七二	七六	八〇	八四	八八	九二	九六	一〇〇	一〇四	一〇八	一一二

我邦に於ける看護婦の起源及沿革

看護婦會 所屬不明	看護婦會 所屬不明	看護婦會 所屬不明	看護婦會 所屬不明
--------------	--------------	--------------	--------------

合 計	高 知	福 岡	大 分	佐 賀	熊 本	宮 崎	鹿 兒 島	沖 繩
二、一五〇	三九	六八九	一三七	一二三	二五六	四八	一〇三	四三
一、一二七、七、九三	一	六、一、五二一	八	一	一	七	一	一
三九、四五二、三、〇五〇	三九	二、三九	二八五	三九	三八〇	二八六	三四三	二八
二、三八一、三、〇七三、七、五〇四	六七	四三八	四〇〇	四五一	六五六	三四一	四四六	七〇
五、二六〇、一、四五五	一	二四	三	一	一七六	五	二七	一
一、〇五九二、七、七四〇、三、五五	一	一三二	一	三	三九	一	一	一
五、〇六二、三、三六六、六、三	九二	六三	九五	二五	二五	七	二七	一
	九二	二八五	七三	一五	四八	一八	三三	一
	一	二七	四	一	一	一	一	一
	一	二七	八	一	五	二	八	一
	九二	三九	八四	一六	五三	二二	四二	一
	三八七	一、四五二	三〇〇	一四九	四八〇	七一	一六三	四二
	一	一三九	一五	一	一	九	一	一
	一	一、七〇〇	二九四	二四二	四四	二八九	三五二	二八
	三八七	三、二九二	六〇九	三九二	九四	三六九	五二四	七〇

次に右表に依つてなほ各道府縣別の病院醫院の看護婦の數、看護婦會所屬の看護婦の數其他いふ風に見るこゝが出来るが其數は病院醫院所屬が二萬九千四百五十二人、看護婦會所屬一萬七千五百四人其他が一萬一千七百七十四人である。然し大阪を初め岡山其他數縣所屬不明のものがあるから何れも實際數は之れを超えてゐるわけである。次に此の表について注意を惹くは正看護婦が病院、醫院所屬よりも看護婦會所屬に多數あることである。即ち

前者に於て一萬一千餘あるに對し後者は一萬三千餘を示してゐる。其他いふは會社、工場等の醫務施設に所屬する者其他を含むものである。なほ今日は學校看護婦に訪問看護婦に其の働く分野は次第に擴張されんとしてあるものである。

二、病院醫院の看護婦

看護婦が病院と共に生じたものであるに鑑ても看護婦の働き場所の本場が病院であることは云ふまでもないことであらう。看護婦の所屬別人員を調べても病院醫院に屬する者が最も多數である。先づ之ら病院及び醫院所屬看護婦について述べることにする。

一、採用

大規模の病院醫院では何れも看護婦を養成してゐる。而して所屬看護婦と略同數位の見習を絶えず容れてゐて、其病院なり醫院なりで必要な看護婦は大抵自ら養成するのが普通の様である。それ故に病院醫院の看護婦の採用は附屬養成所卒業のものが重なるものであるがこれで間に合はぬ場合には有資格者が募集される。募集は養成所の生徒募集と謂ひ看護婦の補缺募集と謂ひ新聞及び婦人雜誌の廣告によるものである。然し大體病院毎に同地方の者が集る傾向があり、友人の看護婦を尋ねて入所するものも相當の數に達してゐるさうである。

二、年齢

病院、醫院の看護婦は前述の如く養成所から入つたものが多く、養成所に入つて来る者は大抵高等小學校卒業直

後であるからそれに勤続年數を併せ考へる時は病院醫院看護婦の年齢は十七、八歳といふところが最も多數を占めそれから二十歳前後に及ぶものであると見られる。之れが統計數字のないことを遺憾とするも實際二十歳を超えるに次第に其數を減じ二十四、五歳を境界にして著しく激減してゐることを見る。この現象は他の一般職業婦人の何れにも見る共通の事象であつて、只境遇的に事情ある人其他極めて少數の人は看護婦として或は看護婦長となつて三十歳四十歳までも務めてゐるが斯かる人は病院醫院勤務の看護婦の總數に對しては一割にも充たぬ。大病院に於て以上の如き状態にあり、なほ小病院、醫院に於ては年長者は至つて少數である。

三、勤務

年齢に依つて明かなる如く病院醫院の看護婦の勤続年數も割合に短く養成所に入つて二年乃至三年間修業の後、義務期間の勤務を了へれば直ちに罷めるといふものが多く、義務終了後もなほ續けて勤務する者も雖も二、三年で結婚年齢に達するために罷めるものが多い。又一方之等の外養成及義務を了へると共に看護婦會に移るものも可成りに見受けられるさうである。勿論病院に依つて異なるが殊に施療病院等にあつては養成後直ちに他の設備待遇等、よい病院醫院に移るゝか看護婦會に行くものが特に多いやうな傾向が窺はれる。

四、勤務状態

病院醫院の看護婦の働きといつても細かに云へば病院醫院の種類、所屬の科別等に依て皆それゝ多少趣を異にするものである。大抵の病院に於ては正看護婦は半年毎に養成中の生徒は三ヶ月毎といふ風に各科を巡廻せしめられる故に割合にも通じ得るわけである。次に勤務時間について見るに多少づゝ相異した時間制をこつてゐる

が左に一、二の例をあけてみる。

A、日勤は朝六時から午後四時まで、一棟を五、六人で受持つ其病室の数は五、六室である。そして四、五日に一回宛當直が巡つて来る。當直は宵番と明番とに別れてゐて宵番は午後の四時から夜の十二時迄、明番は午前零時から同六時までの一人づゝ勤務である。そして宵番のときは前の午後半日を休み明番のときは後の日の午前半日を休む。其他に日勤のころを病室以外來患者の方や醫務室勤務を兼ねさせられてゐる者もある。但しかゝる人は其日の病室の方をぬけることゝなるわけである。

B病舎一棟を七人で受持ち二人宛組んで勤務するものであるが夜は一人、而して先づ朝六時から午後一時の分と午後一時から同六時の分とがあり別に午後九時から翌朝七時までの勤務に引きつゞき同日午後三時から同九時までの分があり之の後に来るべき翌朝六時から午後三時までの勤務と云ふ風に複雑な制度を取つてゐるころもある。之れは看護婦の身體のことも勿論考慮に入れられてゐるやうが仕事の引き繼ぎ等を考へて種々工夫されたものであるといふ。此勤務制に於ても夜勤は四日目に一回位の割でめぐつてくることになつてゐる。

斯くして二人づゝ或は數人組んで數室を受持ち數人乃至十數人の患者の世話をする。藥を與へたり、電氣をかけたりやつたり、體温や脈搏を検べたり、斷へず各病床を縫つて歩くものである。そこにはいつも暗い憂鬱な空氣が漲り、若々しい感じ易い心を傷ましめるやうな病氣死苦ばかりである。

五、收入及支出

病院醫院看護婦の收入といへば病院醫院から支給される給料丈で病院に依つては年に數回の賞與があるところ

もある。近年勞働問題が盛に唱へらるゝにつれて工場勞働者に關する諸調査が行はれてゐるが看護婦については何程の注意も拂はれてゐない。全然醫者及病院の附屬物として存する器械の如くにも思はれてゐる觀ある如く看護婦に關する調査もなければ病院看護婦の待遇改善の聲等出たこともない。されば彼らの待遇はさだめしい、だらうとも思へるが、果して勤務狀態に對して相應な報酬であるか否か、調べやうとしても何ら調査したものもない。依つて左に二、三病院の標準とするところを例としてあけてみる。

A病院 見習中 給料、初給日給七拾錢、昇給、半期に五錢位

正看護婦 給料、初給は日給で壹圓、昇給、半期に拾錢乃至拾五錢

外に賞與として年に給料の一ヶ月分位

(右の中から毎月食費九圓五拾錢を差引くことゝなる)

B病院 見習中 日給八拾錢

正看護婦は日給壹圓で年に拾錢位の昇給

(右の中から毎月食費九圓を差引くことゝなる)

C病院 見習中は一ヶ月八圓

義務生は日給七拾錢内外

看護婦は日給九拾錢以上

(食費は拾五圓位のものを病院にて給す)

外に賞與として年に給料の一ヶ月分位

看護婦長は月給四拾五圓位

看護婦副長は月給參拾參圓位

D病院 見習中は日給六拾錢

看護婦は月給參拾參圓

(食費は月拾參圓五拾錢を差引かるゝことゝなる)

見習及義務期間の三年乃至四年を過して正看護婦になつてから日給で壹圓即ち月に參拾圓である。よくて參拾參圓である。勿論他の職業婦人のやうに住居費や通勤費も必要ではないが勤務が勤務であり二年乃至三年の養成をうけたものであると見れば果して此の給料で如何なるものか。勿論只この給料額丈けで彼は論すべきではないが一方之れに對するに看護婦會の派出料金正看護婦が普通病で一日貳圓なれば養成及義務期間の終了を待ち構えて看護婦會に走るのは一應無理からぬことゝ思はれるものである。

次に病院醫院の看護婦の支出についてみるに、病院によつては貯金を獎勵してこの通帳を預つてゐる様なところもあるが、之れは看護婦長の配慮に出るものであつて、大抵は自ら自由に持つて而も殆んど餘さず費消し盡すといふ状態である。

毎休日に淺草邊りに遊ぶものも少からず、又色々の着物や身廻品を集めて楽しむといふも普通で、唯學んで働いて貯へて嫁入支度の幾分をもなし得て歸郷する人は感心な心掛の人と稱される程少數であるといふ。

六、寄 宿

病院醫院の看護婦は勤務の都合上殆んど全部寄宿舍生活をなすを原則としてゐる。病院の寄宿舍だからさだめし衛生的に出来てゐる等と思つたら恐らく間違ひであることが多いだらう。中には六疊に四人詰なごゝ云ふ紡績工場の寄宿舍にも遙かに劣る様なものさへある。看護婦の利用し得る娛樂室や圖書室なごゝの設けのあるところは殆んどない。寢具、机等は備付のところに各自持參のところがあつたが、食事は大抵は病院で賄はれてゐるやうである。唯一、二交代で自炊するところのあることを聞いた。浴場は殆んど設けられないところなく毎日或は隔日入浴出来るやうになつてゐる。斯く見れば病院にても看護婦の部屋まで清潔且衛生的であることは云へないことがわかるであらう。殊に財政の豊かでない病院等に於ては看護婦の寄宿舍なご殆んど眼中にないこと云ふ様になり勝である。

次に看護婦の罹病率を見るに之れ亦何らの數字のないことを甚だ遺憾とするものであるが、一般に對して多少高率を有するものであらうこと云はれてゐる。勿論病院醫院所屬の看護婦なればその治療は全部病院で引き受けてはゐるが勞働がその身體に過重であるとか又種々なる非衛生的のために害はれつゝある者に對しての何らの注意が拂はれてゐないことを思はせられる。即ち年に唯一回の身體検査すらなすところもありなさぬところが多いこと云ふ程度である。又共済組合の如き組織もあるところもあるが完全ではないこと云ふ状態である。要するに絶えず病人に接し勤務そのものも決して輕易なものではなく、殊に晝夜不規則な生活をさへ免れ得ない看護婦の健康に對して何らかの保護方法が設けられてゐてもいいと思ふ。

次に特に注意すべきは看護婦の罹る病氣の中呼吸器病が最も多數を占めてゐるといふことである。之れは年齢が

十七、八歳から二十歳といふ者の多い爲でもあらうが、然し勞働が過重であるとか其他種々なる原因もあること、思はれるが相當研究改善を要すること、思ふ。

又次に斯く身體的方面に看護婦が等閑に附せられてゐるやうに彼らは精神的方面に對しても殆んぞ何ら顧られてゐないやうである。唯月に二回位の修身講話や宗教的講話等の設けはないがあまり効果を奏してゐないやうである。何かもつゝ適切な方法の講ぜられる必要があると思ふ。

三、看護婦會

一、看護婦會の起源

看護婦會は先づ東京に起り之れが次第に地方に及んだものであるが、明治二十四年十月東京の神田猿樂町に慈善看護婦會といふ名稱で創められたものを以てその嚆矢とする。何れ看護婦會發達史とも謂ふべきものを經めたいと云ふ希望をもつてゐる人があるさうであるが、現在に於ては未だ何らの依るべきものがない。因つて又當時を知る人の話によつて看護婦會の歴史の概略を聞くまゝに記せば『現在存在する看護婦會の創立は、明治二十四年帝國大學內科婦長鈴木まさ子姉が病院から米國に遊學せんじし横濱まで來りし所俄に病氣になつて遂にその意を果し得ず東京病院に入院する様になつたが、病癒えて後この事を甚だ残念に思ひ是非日本に於て何か記念すべき働をなしたいと云ふので案出したのが此の慈善看護婦會といふ看護婦會の鼻祖である。先づ氏は最初其の意中を東京帝國大學醫學部附屬醫院第二病院に勤務してゐた第一病院卒業の看護婦諸姉に相談したところ忽ち數名の同意を得て初め十

人計りが一ヶ月參圓の給料を貰ふことにして會を組織した。而して之らの人達は皆會の爲に獻身的に活動し、又會長鈴木まさ子姉は病院の先生方を片端から訪問しては看護婦會の會員を使つて下さる様に頼み歩いたけれども、最初はなか／＼本氣に聞いてさへもくれず、或時の如きは第一病院の内科醫局に行つてその事を頼んだところ當時の醫局長の曰く『鈴木が看護婦の桂庵の様なものを創設したさうな。然しそれが實行されるのは、恐らく三十年の後だらう。』云々。

然し益々屈せず奮闘し、會長鈴木氏の如きは自身陸軍中佐の未亡人として有せし遺産全部を投げ出して會の發展のために専ら努めたものである。そして依頼に歩くに際しても辭を低うして且つ端書數枚或は手拭なごを土産物として持参したとか云ふが如何に事業開拓のために困難であつたかを窺はれるであらう。而も斯くてなほ大抵の處に於ては看護婦會の何たるかを知るものもなく醫者の間でさへも最初は之等の企てをは殆んぞ一笑に附して氣にだも留めなかつたのである。偶々時の侍醫であつた日本橋の田澤先生の病家に腸窒扶斯の患者が出來て而も中々に重態であつた。其當時は病人といへば親戚知人十數人が集つてきた／＼朝から夜半まで病人の側に附添ふが、勿論別に看護術を心得てゐる譯でなければ殆んぞ何らなさところもなく、而も次の間では茶を呑む、すし、うどん、さでは酒まで出して大騒ぎが始まる云ふ始末に病人のためには却つて悪く、且つ患家の迷惑や經費の負擔も輕少なからぬ有様であつた。この時先生は鈴木氏の看護婦會のことを思ひ出し病家に計つて『一つ私の顔を立てると思つて一人雇つて見て呉れないか』との話が成り、約一週間の附添といふ約束で雇はれるやうになつたのである。之れが病家で看護婦を雇つた最初のものであつたを謂ふ。この際派出された看護婦はなか／＼に敏腕家で、藥用飲物は云ふに

及ばず氷巻法から消毒等一切一人で切り廻し且親切に看護した、め病氣は次第に快方に向ひ危き生命を取り止めることが出来たのである。そこで十五、六人の附添でなほ不行届な看病に代つて一人の看護婦がよく看護し得た云ふので先生も病家もなか／＼一週間の契約はおろか病氣全快の折まで附添ひを希望され、遂に其任を果し得て、に初めて看護婦の職分も認めらるゝやうになり同時に看護婦會も認めらるゝに至つたものであるといふ。

このことあつて以來漸く看護婦會々員の派出申込を受けるやうになり次第に認めらるゝに至つたが、當時の日當は一等八拾錢、二等六拾錢、三等參拾錢の規則も慈善看護婦會の名のために餘程富裕な家庭以外は殆んど減額或は無給の奉仕であつた。或時なごは孤兒院の腸瘻扶斯患者の看護にあたりそれが悪性の瘻扶斯であつた、めに派出するもの凡て感染して非常な困難に陥つたことがあるといふ。之れは明治二十七年のことであるが此の項既に會長の遺産も残り少かつたので會の經營いよ／＼窮迫し詮術なく、高木男爵や北里院長なご、計つて會名を東京看護婦會と改稱し一般から料金を得る様になつたのである。それから約一年後明治二十八、九年赤痢流行の頃には各地方からも派出の申込が續々來り會の机上には一時派出申込の電報が山の如く載積したといふ。當時まで東京に於ても看護婦會は唯一つのみであつたがこの時以來東京は云ふに及ばず各地方にも看護婦養成所及び看護婦會の設立を見るに至つたのである。

次に大阪に於ける看護婦會の歴史を見るに明治二十七年大阪市西區北堀江町に宇佐美まさ子（同志社出身）女史が京都の看護婦會の支部を開いたことに始まるといふことである。それから三十年頃に至つて慈恵、加島、浪花なご、云ふ三、四の會が生れ明治三十七、八年戦役後には到るころに看護婦會の簇出を見、大正五、六年頃には其

數五十二三を數ふるに至つたものである。

東京に於ても明治二十八、九年東京看護婦會が繁榮し隆盛の状態を呈した爲めに三十年頃には俄に多數の看護婦會が設けられ遂には下宿屋の二階にまで看護婦會の看板を見るに至つたが之に伴つて種々の不正行爲も弊害も簇出したといふ。そこで之等の曖昧看護婦會を取締るべく請願して明治三十三年六月の東京府令第七十一號看護婦規則の發令までなつたのであるが、なほ明治三十七、八年戦後の好景氣に再び看護婦會新設するもの漸く多きを加へて今日では其數東京府下三百五十餘を數へるに至つたのである。

二、看護婦會の組織

看護婦會は明治二十四年東京の神田にその産聲をあけてから年を追ふて各地に簇出し、今日に至つては日本全國に云つてもいゝ、位各地に普及してゐる。そして其看護婦會なるものは殆んど我邦獨特のものであるか云ふことである。我が國內に於ても亦時代的に變遷するのみならず地方的にも多少異つたところがあるかも知れない。然し今東京及び大阪に於ける現在の狀態につき其の概要を記すことにする。之に依つて他の大體を推知し得るかと思ふからである。

イ、東京に於ける看護婦會の組織

一、看護婦會長 正看護婦として滿五年以上その業務に従事し且つ現在もなほ之に従事せるものといふのがその資格條件である。大抵は年齢三十以上四十位の會長が多い。而して實際に於ては産婆の資格を併せ有する者が多いやうである。

二、會員 會員は正會員と准會員とからなり、正看護婦及准看護婦即有資格者を正會員といひ見習看護婦を准會員とす。而して設立の際届出たる會員豫定数丈けの會員を絶えず保たねばならぬものである。即ち豫定数はその最低二十名を下ることは出来ないことになつてゐて更に准會員は常に全會員の半数を超えてはならぬことになつてゐる。若し此の規定に沿はぬ場合は會の取消しが行はれる。

然し實際の會員数は絶えず移動するもの故多少の斟酌はあるやうである。その會員數別會數をあけてみれば次の如きものである。

會員實數	會の數
二十名以下	二三七
三十名以下	六五
四十名以下	一九
五十名以下	一一
五十名以上	一一
合計	三四三

(大正十五年三月末現在警視廳調による)

三、寄宿舎 會員は全部會内に寄宿するを原則とし疊數の規定がある。正看護婦に對しては一人一疊、見習看護婦はその倍であつて一人二疊の制である。

四、會則 會則は會毎に多少づゝ相異を見るものであるが今その二三例をあける。

A 看護婦會々則

- 第一條 本會ハA看護婦會ト稱シ業務所ヲ東京市何區何町何番地ニ置ク
- 第二條 本會々員ノ豫定數左ノ如シ
- | | | |
|-------|--------------|------|
| 一、正會員 | 看護婦免狀
所有者 | 何十名 |
| 二、准會員 | 准免狀見習
所有者 | 何十何名 |
- 第三條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス
- 一、寄宿會員、本會ニ寄宿シ派出看護ニ從事スル者
- 二、通勤會員、會外ニ在リテ本會ノ通告ニ應ジ派出看護ニ從事スル者
- 第四條 本會々員タラントスル者ハ入會申込書ニ履歷書ヲ添テ申込ミ既ニ會長ノ承諾ヲ經タルモノハ身元引受書(東京市在住者一名ノ保證ヲ要ス)及戸籍謄本並ニ最近撮影ノ寫眞一葉ヲ納ムベシ
- 第五條 本會々員ニシテ看護婦ニ關シ諸規則ニ違背シ不品行不徳義ノ行爲ヲ爲シ又ハ本會則ヲ破ルモノハ會長ヨリ注意勸告シテ反省ヲ求メ之レニ應ゼザルトキハ退會ヲ命ズルコトアルベシ
- 其罪ノ重大ナルモノハ之ヲ東京府看護婦聯合組合ニ通告シ且ツ監督官廳ニ上申スルモノトス
- 第六條 會員自ラ退會セントスル時ハ保證人ノ事實證明書ヲ添ヘテ申出會長ノ承諾ヲ經ベシ
- 第七條 會員ハ毎月左ノ金額ヲ本會ニ納付スルモノトス
- | | |
|-------|-----------|
| 一、手数料 | 看護料金ノ五分ノ一 |
| 二、會費 | 一ヶ月金二圓 |

三、食 費 一日金六十錢

但シ物價ノ高低ニ依リ増減スルコトアルベシ

第八條 會員ノ等級ハ左記ノ標準ニ據リ會長之レヲ定ム

- 一等 正免狀所有者ニシテ三ヶ年以上、准免狀所有者ニシテ五ヶ年以上看護ノ業務ニ従事シ技術品性共ニ優秀ナル者
- 二等 正免狀所有者ニシテ二ヶ年以上、准免狀所有者ニシテ三ヶ年以上看護ノ業務ニ従事シ技術品性共ニ優秀ナル者
- 三等 正免狀所有者ニシテ二ヶ年以内、准免狀所有者ニシテ三ヶ年以内看護ノ業務ニ従事シ技術品性共ニ優秀ナル者

等外 合格證所有者又ハ滿一ヶ年以上看護ニ關スル教育ヲ受ケタル者

第九條 會員ハ會長ノ命ニ遵ヒ質素ヲ旨トシ忠實其ノ業務ニ従事シ看護婦ノ本分ヲ盡スベシ

第十條 派出セザルトキハ左記ニ依リ起臥ノ時間ヲ守リ共同シテ寄宿舎ノ清潔ヲ保持シ各自ノ容儀ヲ整ヘ且ツ常ニ自己ノ修養ニ努ムベシ

夏季 午前五時起床 午後九時就寢

冬季 同 六時起床 同 十時就寢

但シ派出先ヨリ歸會シ疲勞シ居ル時ハ此ノ限リニ在ラズ

第十一條 會員外出セムトスルトキハ行先及歸會ノ豫定時間ヲ申出テ會長ノ承諾ヲ經ベシ萬一豫定ノ時刻ニ歸會シ得ザル時ハ必ズ出先ヨリ電話等ヲ以テ會長ニ其事由ヲ通報スベシ

第十二條 會員外出セムトスルトキハ保證人ノ證明書ヲ示シ事情ヲ具シ會長ノ承認ヲ受ケベシ
但シ緊急ノ場合ニ於テハ事後證明ヲ提示スルコトヲ得

第十三條 本會員ハ派出先ニ於テモ一晝夜内八時間以上病室外ニ於テ就眠シ且ツ毎一回沐浴梳裝ヲ爲スコトヲ得

第十四條 會員中裁縫、生花、茶ノ湯等ヲ習得セムトスル希望者アルトキハ會長ハ相當教師ヲ聘シテ教授シ又ハ通學ヲ許可スルコ

トアルベシ

但シ習得ニ要スル材料等ハ會員各自ノ負擔トシ且ツ派出看護ニ支障ナキトキニ限ル

第十五條 會員疾病ニ罹リクルトキハ輕症者ハ寄宿舎内ノ別室ニ於テ重症者ハ適當ナル病院ニ於テ療養セシメ別項救済規定ニ依リ相當補助ヲ爲スベシ

但シ救済規定ハ東京看護婦會聯合組合ノ定ムル處ニ據ルモノトス

第十六條 會員自己ノ病氣又ハ其親子配偶者兄弟姉妹ノ不幸等ノ爲メ歸省セムトスルトキハ會長ハ直チニ之ヲ許可シ且ツ相當便宜ヲ計ルベシ

但シ其ノ事實ヲ證スベキモノヲ會長ニ提示スベシ

第十七條 貸費見習志願者ハ自筆ノ願書ニ履歷書戸籍謄本醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ申込ミ既ニ會長ノ承諾ヲ經タル者ハ貸費見習生身元引受書並ニ最近撮影ノ寫眞一葉ヲ納ムベシ

身元引受書ハ父兄又ハ親權者一名東京市内在住戸主一名トノ連署ヲ要ス

見習志願者ハ高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有シ年齡十五歲以上家事ニ關係ナク品行方正身體強壯ニシテ精神病及傳染性疾患ナキモノニ限ル

第十八條 見習ハ貸費ヲ以テ看護婦學校又ハ講習所ニ通學セシメ看護婦免狀ヲ收得セシメ其職務ヲ盡シムルモノトス

第十九條 貸費見習生ノ義務年限ヲ二ヶ年以上三ヶ年、通學期ヲ含ムトス

但シ義務年限中事故ノ爲メ休暇一ヶ月以上ニ涉リタルトキハ其數ニ應ジテ義務年限ヲ増加ス

第二十條 貸費見習生ニハ左ノ金額ヲ支給ス

通學中ハ一ヶ月金五圓ノ月謝ヲ給ス

派出シタル時ハ前半期ハ勤務日當ノ三分ヲ給ス
後半期ハ勤務日當ノ四分ヲ給ス

看護婦會

派出セザル時ハ一ヶ月金五圓ヲ給ス

第二十一條 前記ノ年限内ニ退會セントスル者ハ事情ノ如何ニ係ラズ貸費(全部)ヲ一時ニ辨償セシムルモノトス

第二十二條 見習中規則ニ違反シ又ハ不品行等ノ爲メ成業ノ見込ナキ者ハ退會ヲ命ズルコトアルベシ
此ノ場合ニ於テモ前條ノ貸費ヲ償還セシムルモノトス

第二十三條 會員ハ自己ノ病氣ノ外病症ノ難易御病家ノ貧富ヲ論セズ晝夜遠近ヲ問ハズ會長ノ命ニ從ヒ派出看護ニ從事スベキモノトス

第二十四條 派出先ニ於テハ主治醫ノ指揮ヲ奉シテ誠實看護ニ從事シ病症ノ輕重御患家ノ秘密ヲ口外セザルハ勿論總テ寂黙ヲ守リ且ツ猥リニ器械藥品ヲ使用スルコトヲ嚴禁ス

第二十五條 會員ハ派出先病院又ハ患家ノ慣習ヲ重ンジ不品行不徳義ノ行動ヲ爲スベカラザルハ勿論勤務中ハ質素ヲ旨トシ紅粉ヲ施ス等華美ノ裝ヲ爲ス可カラズ

第二十六條 本會々員ハ諸家中込ノ要求等級ニ應ジ順番(派出先ヨリ歸會ノ順)ヲ以テ派出セシムルモノトス但シ特ニ御病家ヨリ指名セラレタル時及病症ニ應ジ適任者ヲ要スル時又ハ會長ニ於テ選擇スル時ハ此ノ限りニ在ラズ

第二十七條 會員ハ派出先ニ於テモ利用ノ爲メ外出スルコトヲ得ズ、若シ事故ヲ生ジ交代ヲ要スル場合ハ後任者ニ業務引繼ヲ了スル迄ハ御病家ヲ離ルヲ得ザルノミナラズ其交代ニ要スル費用ハ交代請求者ノ負擔トスルノ外當日ノ日常ハ時間ノ長短ニ係ラズ後者ノ所得トス

第二十八條 看護料ハ左記ノ標準ニ據ル

等級	病種別	普通病	傳染病	特殊傳染病
壹等看護婦	金貳圓	同	金貳圓五拾錢	金四圓

貳等看護婦	金壹圓八拾錢	金貳圓參拾錢	金參圓六拾錢
參等看護婦	金壹圓五拾錢	金貳圓	金參圓
等 外	金壹圓參拾錢	金壹圓八拾錢	—

一、法定傳染病以外ト雖モ消毒ヲ行フ病床ハ傳染病額ヲ申受ク

二、ペスト、コレラ、發疹チフス及其疑似症ヲ特種傳染病トス

三、二人以上ノ患者ニ附添スル場合ハ各種料金ノ三割増トス

第二十九條 看護料ハ派出ノ日解雇ノ日其時間ノ長短ニ係ラズ各一日分ヲ申受ク

第三十條 看護婦ノ往復費用及勤務中ノ食料寢具等ハ依頼者ノ負擔トス

第三十一條 傳染病勤務ノ爲メ法定期限ノ隔離中ハ各等普通看護料ヲ申受ク

第三十二條 看護料金ハ月末又ハ歸會ノ節申受クルモノトス

第三十三條 地方病舍及患家へ派出シタル時ハ等級料金共ニ其ノ地方ノ規定ニ依ルモノトス

第三十四條 會員相互ニ金錢貸借スルコトヲ得ス

大正十二年十一月

B 看護婦會々則

第一條 本會ハB看護婦會ト稱ス

第二條 本會ハ免狀ヲ有スル技術熟練濃厚篤實ナル看護婦ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ病院醫師並ニ患家等ノ依頼ニ應ジ會員ヲ派遣シ傷病者又ハ褥瘡等ノ看護ヲ爲サシムルヲ以テ目的トナス

第四條 本會ハ會長一名ヲ置キ創立者以テ之ニ充ツ會長ハ本會一切ノ事務ヲ處理ス

第五條 本會ニ入會セントスル者ハ本人自筆ノ履歷書ヲ提出シ會長ノ許可ヲ受ケタル後保證人貳名以上記名ノ身元保證書ヲ差入ルベシ

第六條 本會々員ハ會所屬共濟會々員タルモノトス

但シ共濟會員ニシテ疾病其他不幸者ハ別ニ設クル會則ニ基キ補助スルモノトス

第七條 會員ニシテ殊ニ賞スベキ行爲アリタルトキハ組合ニ於テ表頌ス

第八條 本會員ハ會則ノ外本會ノ定ムル總テノ規定ヲ遵守スル義務アルモノトス

第九條 看護婦見習生志望ノ者ハ組合規定見習規定ニ依ル

第十條 會員ハ醫士ノ命令ヲ恪守シ專ラ叮嚀親切ヲ旨トシ醫士ノ長短病症ノ難易ヲ評セザルハ勿論總テ言語ヲ慎ミ病家待遇ノ厚薄及其家庭ノ事情ヲ一切口外スベカラズ

第十一條 會員ハ派出中外出ヲ許サズ若シ止ムヲ得ザル所用アリテ外出セント欲スルトキハ病家ニ在テハ豫メ主治醫ノ意見ヲ聞キ家長及ビ患者ノ承諾ヲ受クベシ病院ニ在テハ患者及醫員事務員ノ承諾ヲ受クベシ其外出中一泊ヲ要スル場合ハ必ズ會長ニ通知スベシ

第十二條 本會員ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ退會ヲ命ズ

一、素行修マラズ本會規則ヲ遵守セズ業務ニ忠實ナラザル者

二、派出中懈怠其他不都合ノ所爲アリテ解雇セラレ又ハ自己ノ一存ニテ解僱ヲ求メ本會ノ信用ニ關スル行爲アル者

第十三條 本會員一身上ノ都合ニ依リ退會セントスルトキハ保證人ニ於テ其事由ヲ述ベ會ノ許諾ヲ受クベシ

第十四條 會員ヲ分チテ二種トス

一、會ニ在リテ派出看護ニ從事スルモノ

二、會外ニアリテ本會ノ通告ニ應ジ派出看護ニ從事スルモノ

第十五條 會員ノ等級ヲ分チテ三級トシ會員ノ素行及業務成績ノ良否看護業務ニ從事シタル年數ニ依ツテ之レヲ定ム

第十六條 本會ノ看護料ヲ左ノ通り定ム

壹種(普通病一日ニ付)

貳種(傳染病一日ニ付)

一等 金貳圓

一等

金貳圓五拾錢

二等 金壹圓八拾錢

二等

金貳圓參拾錢

等外甲 金壹圓五拾錢

等外甲

金貳圓

等外乙 金壹圓參拾錢

等外乙

金壹圓八拾錢

十種傳染病以外ト雖モ消毒ヲ行フ病症ハ傳染病日當ヲ申受ク

『コレラ』『ペスト』ニ限リ普通料金ノ倍額トス

十種傳染病ノ看護ニ從事シタル後法定期間隔離中ハ各等普通病ノ看護料金ヲ請求スルモノトス

尙二人以上ノ患者ヲ看護スル場合ハ各種料金ノ三割増トス

第十七條 會員ハ左ノ金額ヲ本會ニ納付スルモノトス

一、派出手数料 看護料金ノ二割トス

二、會費(薪炭燈火料其他ニ充ツルモノ)月額貳圓

三、在宿中ノ食料 一日金六拾錢以上

但シ物價ノ高低ニ依リ増減スルコトアルベシ

第十八條 會員在宿中外出セント欲スルトキハ先ツ會長ノ承諾ヲ得且ツ其行先ヲ外出簿ニ記載スベシ

但シ外出中本會ヨリ派出ノ通知ニ接シタルトキハ速ニ歸會スベシ此通知ニ要シタル費用ハ該員ノ負擔タルベシ

第十九條 會員在宿中親戚故舊ト雖モ會長ノ承諾ヲ得ズシテ其居室ニ引見スベカラズ

- 第二十條 會員在宿中ハ朝夕居室ヲ掃除シ清潔ナラシムベシ
- 第二十一條 會員ハ父母兄弟姉妹ノ外假令親戚故舊タリトモ會所定ノ看護料ヲ請クベシ但シ天災又ハ困窮ニ依ル不幸者ニ對シ寸志看護ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ノ同意ヲ求ムベシ
- 第二十二條 病家ヨリ日當金ヲ受領シタル會員ハ歸會ノ日之ヲ會主ニ交付スベシ
- 第二十三條 會員ノ日當金及諸勘定ハ其月末日ヲ以テ其決算授受スベシ

更に之らの各看護婦會は警視廳令看護婦會取締規則により郡又は區毎に組合を組織し、更に東京市内の組合は合して一の聯合會を組織しなければならなくなつてゐる。それに關する諸事項は左の規則に依つて明かである。

東京府看護婦會聯合組合規則

目次

- 第一章 總 則
- 御二章 郡市區看護婦會組合
- 第三章 會 員
- 第四章 役 員
- 第五章 選 舉
- 第六章 會 議
- 第七章 入會及退會
- 第八章 會 計

第九章 事 業

第十章 雜 則

第一章 總 則

- 第一條 本聯合組合ハ東京府管内看護婦會組合ヲ以テ組織ス
- 第二條 本組合ハ東京府看護婦會聯合組合ト稱ス（以下單ニ組合ト稱ス）
- 第三條 本組合事務所ヲ當分ノ内東京看護婦學校内ニ置ク
- 第四條 本組合ハ一致團結斯界ノ向上ヲ圖リ業務ノ安定ヲ確立シ監督官廳ノ諮問ニ答ヘ及ビ組合ノ意見ヲ開陳スルヲ以テ目的トス
- 第二章 郡市區看護婦會組合
- 第五條 郡市區看護婦會組合ハ總會ニ附議スベキ議案若クハ意見ヲ提出シ又ハ其ノ權利及事業ニ關シ本組合ニ協力ヲ請求スルコトヲ得
- 第六條 郡、市、區看護婦組合ハ左ノ事項ヲ本組合事務所ニ報告スベシ
 - 一、毎年四月一日現在ノ組合員名簿
 - 二、選出役員ノ住所、氏名、看護婦會名
- 第三章 會 員
- 第七條 本則ニ於テ組合員ト稱スルハ各組合所屬看護婦會ヲ云フ
- 第八條 本組合ニ看護婦會名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載ス
 - 一、本籍 一、族籍 一、姓名 一、生年月日 一、現住所 一、事務所々在地 一、看護婦會名
- 第九條 各組合長ハ組合員ニシテ左ノ事項ヲ生ジタルトキハ一ヶ月以内ニ組合事務所ニ届出ツベシ
 - 一、移轉 一、廢業 一、死亡 一、失踪 一、戶籍移動